明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令（**法務**二五）　二

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**七五）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**同**七六）

○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録の件（**厚生労働**三四七）

○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の名称及び所在地の変更の件（**同**三四八）

○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録取消しの件（**同**三四九）

○食品衛生法に基づく登録検査機関の代表者の変更の件（**同**三五〇、三五一）

○食品衛生法に基づく登録検査機関の登録事項変更の件（**同**三五二、三五三）　三

○食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査の種類の変更の件（**同**三五四）

○食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の休止を許可した件（**同**三五五）　四

○食品衛生法第三十四条第一項の規定により登録検査機関の登録がその効力を失った件（**同**三五六）

○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（**農林水産**二八三〇）

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があった件（**同**二八三一）

○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第二項の規定に基づく平成二十六年一月一日から平成二十六年十二月三十一日までの規制年度におけるオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Bのグループ㈢、附属書Cのグループ㈠及び附属書Eのグループ㈠に属する物質の製造数量に係る同項の経済産業大臣の告示する期間を定める件（**経済産業**二四〇）　五

○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（**国土交通**一一一三）

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一一一四、一一一五）　二

○直轄砂防工事を施行する件（**同**一一一六、一一一七）　三

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（**関東地方整備局**四五七）　六

○道路に関する件（**九州地方整備局**二〇四）　七

○道路に関する件（**北海道開発局**一二八）　八

〔国会事項〕　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕　九

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九

最低賃金の改正決定に関する公示（福島労働局最低賃金公示三、四、千葉同六、岐阜同三）

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一六

会社その他